

○経済産業告示第二百十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の規定に基づき、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岡田 直樹

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 「略」

二 バルク貯槽の検査は、次のイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ 外観検査

改正前

(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 「略」

二 バルク貯槽の検査は、次のイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ 外観検査

- (1) 目視検査により、バルク貯槽の外面及び内面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。ただし、内面については、検査に合格したバルク貯槽であつて、当該検査の日以降気密性を保持し、かつ、経過年数が三十五年以下のものについては、この限りでない。

- (2) 非破壊検査により、バルク貯槽の外面又は内面について割れ、傷等の欠陥がないことを確認すること。ただし、非破壊検査による確認を経て検査に合格したバルク貯槽であつて、当該検査の日から起

- (1) 目視及び非破壊検査により、バルク貯槽の外面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。ただし、バルク貯槽のうちその内部において作業が可能なもの場合には、非破壊検査による確認は、外面に代え、内面について行うことができる。

「新設」

算して十五年以内であり、かつ、経過年数が三十五年以下のものについては、(1)の目視検査を行いその外面について欠陥がないことが確認された場合は、この限りでない。

(3) バルク貯槽の鋼板の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを確認すること。

ロ 耐圧試験 常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあつては、常用の圧力の一

(2) バルク貯槽の鋼板の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを確認すること。

ロ 耐圧試験 常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあつては、常用の圧力の一

・三倍以上)の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異状がないことを確認すること。(イ)
(2)の非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合又はイ(2)ただし書の規定により非破壊検査による確認を要しない場合を除く。)

ハ 気密試験 常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、漏えいがないことを確認すること。ただし、検査に合格したバルク貯槽であつて、当該検査の日以降気密性を保持し、かつ、経過年数が三十五年以下のものについては

・三倍以上)の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異状がないことを確認すること。(イ)
(1)の非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合を除く。)

ハ 気密試験 常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、漏えいがないことを確認すること。

、当該バルク貯槽内に液状の液化石油ガスがある使用状態において当該バルク貯槽に作用する圧力で行うことができる。

三 「略」

2 「略」

(構造壁等の設置等)

第二条 「略」

2 液化石油ガスの供給を受ける消費設備が設置されている建築物の外壁が日本産業規格 A 一三〇四 (二〇一七) に規定される三〇分加熱試験に合格するものと同等以上の性能を有する場合にあつては、当該外壁を構造壁等とみなすこと

三 「略」

2 「略」

(構造壁等の設置等)

第二条 「略」

2 液化石油ガスの供給を受ける消費設備が設置されている建築物の外壁が日本工業規格 A 一三〇四 (一九九四) に規定される三〇分加熱試験に合格するものと同等以上の性能を有する場合にあつては、当該外壁を構造壁等とみなすこと

ができる。

3 「略」

(プロテクターの設置等)

第九条 規則第十九条第三号ハ(8)のプロテクターは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならぬものとする。

- 一 地盤面上に設置するバルク貯槽のプロテクターは、厚さ一・六ミリメートル以上の日本産業規格G三一〇一(二〇二二)SS400又はこれと同等以上の強度を有する材料を用いた構造のものであって、ふた、安全弁の放出管、ガス取出配管、液取出配管、ガス検知

ができる。

3 「略」

(プロテクターの設置等)

第九条 規則第十九条第三号ハ(8)のプロテクターは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならぬものとする。

- 一 地盤面上に設置するバルク貯槽のプロテクターは、厚さ一・六ミリメートル以上の日本産業規格G三一〇一(一九九五)SS400又はこれと同等以上の強度を有する材料を用いた構造のものであって、ふた、安全弁の放出管、ガス取出配管、液取出配管、ガス検知

器に係る電気ケーブル等に使用されている開口部以外には、開口部を設けないこと。

二 地盤面下に埋設するバルク貯槽のプロテクターは、厚さ四・五ミリメートル以上の日本産業規格G三一〇一（二〇二二）SS400又はこれと同等以上の強度を有する材料を用いた構造のものであること。

（腐しよくを防止する措置等）

第十条 「略」

一 地盤面上に設置したバルク貯槽

イ 「略」

ロ イの下地処理を行った後、速やかに次に

器に係る電気ケーブル等に使用されている開口部以外には、開口部を設けないこと。

二 地盤面下に埋設するバルク貯槽のプロテクターは、厚さ四・五ミリメートル以上の日本産業規格G三一〇一（一九九五）SS400又はこれと同等以上の強度を有する材料を用いた構造のものであること。

（腐しよくを防止する措置等）

第十条 「略」

一 地盤面上に設置したバルク貯槽

イ 「略」

ロ イの下地処理を行った後、速やかに次に

定めるところにより塗装を行うこと。この場合において、塗料の種類は、(1)又は(2)の表の第一欄に掲げる塗装の種類^{の区分}に対応するこれらの表の第二欄に定める塗料の種類と同等以上の性能を有すると認められる塗料とすることができる。

(1) 自然乾燥を行う場合

種類	塗装の種類	塗料の種類	一平方メートル	膜厚（単位）	塗装回数
			メートル	マイク	
			の標	ロメー	
			準塗布	トル	

定めるところにより塗装を行うこと。この場合において、塗料の種類は、日本工業規格K五四〇〇（一九九〇）に規定される試験により同等以上の性能を有すると認められる塗料とすることができる。

(1) 自然乾燥を行う場合

種類	塗装の種類	塗料の種類	一平方メートル	膜厚（単位）	塗装回数
			メートル	マイク	
			の標	ロメー	
			準塗布	トル	

									鑄止め			
一 さ び	ム フ リ	・ ク ロ	一 鉛	二 〇 二	七 四 （	K 五 六	業 規 格	日 本 産	塗 装	一 回 当	位 グ	量 （ 単
					上	三 十 以	た り 百					
						十 以 上	た り 二			一 回 当		
							上			二 回 以		

									鑄止め			
ト 鑄 止	ロ メ ー	ン ク ク	五 ジ	一 九 九	二 七 （	K 五 六	業 規 格	日 本 工	塗 装	一 回 当	位 グ	量 （ 単
					上	三 十 以	た り 百					
						十 以 上	た り 二			一 回 当		
							上			二 回 以		

止
め
ペ
イ
ン
ト

め
ペ
イ
ン
ト
二
種
又
は
日
本
工
業
規
格
K
五
六
二
八
（
一
九
九
五
）
丹
ジ
ン
ク
ク
ロ
メ
ー
ト
鑄
止
め

								塗装	上塗り	
ナメル	樹脂エ	タル酸	○ フ	二〇 一	七二 (K五五	業規格	日本産		
					上	三十以	たり百	一回当		
						五以上	たり十	一回当		
							上	二回以		

								塗装	上塗り	
ナメル	樹脂エ	タル酸	五 フ	一九 九	七二 (K五五	業規格	日本工	ト二種	ペイン
					上	三十以	たり百	一回当		
						五以上	たり十	一回当		
							上	二回以		

(2) 焼き付け乾燥を行う場合

[略]		種類	塗装の
[略]		種類	塗料の
[略]	ラム)	位 グ	量(単 一平方
[略]		準塗布 トル)	りの標 ロメー マイク 膜厚(
[略]			単位 塗装回

(2) 焼き付け乾燥を行う場合

[略]		種類	塗装の
[略]		種類	塗料の
[略]	ラム)	位 グ	量(単 一平方
[略]		準塗布 トル)	りの標 ロメー マイク 膜厚(
[略]			単位 塗装回

二 (注)

〔略〕

〔略〕

								塗 装	上 塗 り
料	樹 脂 塗	ル キ ド	ミ ノ ア	一 ア	二 〇 二	五 一 （	K 五 六	業 規 格	日 本 産
						上	三 十 以	た り 百	一 回 当
							五 以 上	た り 十	一 回 当
								上	一 回 以

二 (注)

〔略〕

〔略〕

								塗 装	上 塗 り
料	樹 脂 塗	ル キ ド	ミ ノ ア	二 ア	一 九 九	五 一 （	K 五 六	業 規 格	日 本 工
						上	三 十 以	た り 百	一 回 当
							五 以 上	た り 十	一 回 当
								上	一 回 以

三 地盤面下に埋設した貯蔵能力三千キログラム

ム未満のバルク貯槽

イ 「略」

ロ バルク貯槽及びバルク貯槽に溶接で取り付けられている付属品であつて、その外面が砂又は埋土等と接触する部分には、イに定める下地処理を行った後、速やかに次に定めるところにより塗装を行うこと。

(1) 錆止め塗装の塗料の種類は、日本産業

規格 K五五五三（二〇一〇）厚膜型ジン

クリツチペイント二種又はこれと同等以

上の性能を有すると認められる塗料を使

用し、膜厚は五〇マイクロメートル以上

三 地盤面下に埋設した貯蔵能力三千キログラム

ム未満のバルク貯槽

イ 「略」

ロ バルク貯槽及びバルク貯槽に溶接で取り付けられている付属品であつて、その外面が砂又は埋土等と接触する部分には、イに定める下地処理を行った後、速やかに次に定めるところにより塗装を行うこと。

(1) 錆止め塗装の塗料の種類は、日本工業

規格 K五五五三（一九九一）厚膜型ジン

クリツチペイント二種又は日本工業規格

K五四〇〇（一九九〇）に規定される試

験により同等以上の性能を有すると認め

とすること。

(2) 「略」

(3) 下塗り塗装の塗料の種類は、日本産業規格K五五五一（二〇一八）構造用さび止めペイントB種又はこれと同等以上の性能を有すると認められる塗料を使用し、膜厚は三百マイクロメートル以上とすること。

(4) 下塗り塗装完了後二十四時間以上経過してから、電磁式二点調整型電磁微厚計により塗膜の厚さを測定し、膜厚が三百

られる塗料を使用し、膜厚は五〇マイクロメートル以上とすること。

(2) 「略」

(3) 上塗り塗装の塗料の種類は、日本工業規格K五五五一（一九九一）エポキシ樹脂塗料二種又は日本工業規格K五四〇〇（一九九〇）に規定される試験により同等以上の性能を有すると認められる塗料を使用し、膜厚は三百マイクロメートル以上とすること。

(4) 上塗り塗装完了後二十四時間以上経過してから、電磁式二点調整型電磁微厚計により塗膜の厚さを測定し、膜厚が三百

五十マイクロメートル以上あることを確認すること。

ハ 地盤面下に埋設するバルク貯槽であつて、貯槽室に設置しないものにあつては、次に掲げる基準に従つて電気防しよく措置を講ずること。

- (1) 陽極材に日本産業規格H六一二五（一九九五）防食用マグネシウム陽極二種を使用する流電陽極法によること。この場合において、マグネシウムは、発生電流を流出しやすくするためバックフィル内に納めたものとする。

(2) 「略」

五十マイクロメートル以上あることを確認すること。

ハ 地盤面下に埋設するバルク貯槽であつて、貯槽室に設置しないものにあつては、次に掲げる基準に従つて電気防しよく措置を講ずること。

- (1) 陽極材に日本工業規格H六一二五（一九九五）防食用マグネシウム陽極二種を使用する流電陽極法によること。この場合において、マグネシウムは、発生電流を流出しやすくするためバックフィル内に納めたものとする。

(2) 「略」

二〇八 「略」

(液面計の設置等)

第二十三条 規則第六十四条第一項第十三号の液面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一・二 「略」

三 液面計は、日本産業規格D一六〇一(一九九五)自動車部品振動試験に合格するものであること。

(圧力計の設置等)

第二十五条 規則第六十四条第一項第十五号の圧

二〇九 「略」

(液面計の設置等)

第二十三条 規則第六十四条第一項第十三号の液面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一・二 「略」

三 液面計は、日本工業規格D一六〇一(一九九〇)自動車部品振動試験に合格するものであること。

(圧力計の設置等)

第二十五条 規則第六十四条第一項第十五号の圧

力計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一 「略」

二 圧力計は、日本産業規格 B 七五〇五―一（

二〇一七）アネロイド型圧力計―第一部…ブ

ルドン管圧力計又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該区分の常用の圧力を適切に測定できるものであること。

（ガス漏れ検知設備の設置等）

第二十八条 「略」

一 次に掲げる機能及び構造を有すること。

力計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一 「略」

二 圧力計は、日本工業規格 B 七五〇五（一九

九四）ブルドン管圧力計又はこれと同等以上

の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該区分の常用の圧力を適切に測定できるものであること。

（ガス漏れ検知設備の設置等）

第二十八条 「略」

一 次に掲げる機能及び構造を有すること。

イ〜フ 「略」

ワ 日本産業規格 D 一六〇一（一九九五）自動車部品振動試験に合格するものであること。

二 「略」

（衝撃を検知する機器の設置等）

第二十九条 規則第六十四条第一項第十八号口の機器は、感震器又は振動検知器とし、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一〜四 「略」

五 感震器又は振動検知器は、日本産業規格 D

イ〜フ 「略」

ワ 日本工業規格 D 一六〇一（一九九〇）自動車部品振動試験に合格するものであること。

二 「略」

（衝撃を検知する機器の設置等）

第二十九条 規則第六十四条第一項第十八号口の機器は、感震器又は振動検知器とし、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一〜四 「略」

五 感震器又は振動検知器は、日本工業規格 D

一六〇一（一九九五）自動車部品振動試験に
合格するものであること。

一六〇一（一九九〇）自動車部品振動試験に
合格するものであること。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。